

＜毒物劇物販売業変更届について＞

申請者（営業者）や施設が変更になる場合（例：別法人に譲渡、移転・建て替え）等は新規登録申請が必要です。不明な場合は医事業事係までお問い合わせください。

◎次の事項について変更が生じた場合、30日以内に届出を行ってください。

（毒物及び劇物取締法第10条）

30日以上を経過した場合は、遅延理由書（任意様式）を提出してください。

- ①氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）
- ②毒物又は劇物を貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分
- ③営業所又は店舗の名称
- ④移転を伴わない住居表示に関する法律に基づく住居表示の変更
- ⑤伝票販売業から現物を取り扱う販売業、あるいは現物を取り扱う販売業から伝票販売業に変更する場合（ただし、一般販売業（伝票販売業）→農業用品目販売業等、登録の種類変更は不可）
- ⑥伝票販売業の同一ビル内での移転（下表参照）
- ⑦現物を取り扱う販売業の同一フロア内での移転（下表参照）

	現物を取り扱う販売業	伝票販売業
同一フロア内での移転する場合	変更届	変更届
同一ビル内で階を移転する場合	新規登録申請	変更届
ビル外へ移転する場合	新規登録申請	新規登録申請

1. 必要な書類

◎提出部数：1部（写しを取って控えを保管してください。）

- ①変更届（毒物及び劇物取締法施行規則 別記第11号様式の（1））
- ②添付書類

2. 添付書類

変更事項	添付書類	
氏名 （法人にあっては名称） ※ 経営者が変更になる場合 （例：法人の合併）は新規登録申請が必要です。	個人	・戸籍謄（抄）本 →写しの添付及び窓口で原本を提示すること。
	法人	・登記事項証明書※

変更事項	添付書類	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	個人	・ 不要
	法人	・ 登記事項証明書※
毒物又は劇物を貯蔵し、又は運搬する設備の重要な部分	・ 店舗の平面図（変更前、変更後） ・ 毒物劇物貯蔵設備の概要図（変更前、変更後）	
営業所又は店舗の名称	・ 不要	
住居表示の変更	・ 住所表示変更証明書の写し又は原本の提示	
伝票販売業 ⇒現物を取り扱う販売業	・ 店舗の平面図 ・ 毒物劇物貯蔵設備の概要図 ・ 毒物劇物取扱責任者設置届及びそれに伴う添付書類 （「毒物劇物取扱責任者設置届をご覧ください」）	
現物を取り扱う販売業 ⇒伝票販売業	・ 毒物劇物取扱責任者変更届 （変更前：○○ ●●（取扱責任者） 変更後：なし）	
伝票販売業の同一ビル内での移転 販売業の同一フロア内での移転	・ 店舗の平面図 ・ フロア全体の配置図	

※ 発行後6か月以内で、変更前後が確認できるもの

3. 添付書類の省略

本申請以前に医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法に係る申請・届出において、同一申請者が同一内容の書類を既に当所に提出している場合は、その旨を申請書の備考欄に記載することにより、書類の添付を省略することができます。

<備考欄の記載例>

本届出に係る添付書類（○○○○）は、○○営業所（登録番号：○○－○○号 登録年月日：○○年○月○日）の申請書（変更届）に添付済み

4. 変更届記載上の留意点

【変更届】

①業務の種別

- ・ 毒物劇物一般販売業、毒物劇物農薬用品目販売業、毒物劇物特定品目販売業の別を記載してください。なお、伝票販売業の場合は、「毒物劇物一般販売業（伝票販売業）」のように、後ろに括弧書きで伝票販売業と記載してください。
- ・ 伝票販売業⇔現物を取り扱う販売業の変更の場合は、変更後の種別を記載してください。

②登録番号及び登録年月日

- ・ 登録票と照合し正確に記載してください。
- ・ 登録年月日は登録票に記載されている有効期間の開始年月日を記載してください。

③店舗の名称

- ・ 名称を変更した場合は、新しい名称を記載してください。

④変更内容

- ・ 変更前後の内容がわかるように記載してください。

⑤届出者の住所及び氏名

- ・ 住所は、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本社の所在地を記載してください。
- ・ 氏名は、個人の場合は個人名を記載し、法人の場合は登記された商号及び代表者の役職・代表者名を記載してください。

住居表示変更又はビル等の名称変更により住所等に変更が生じた場合

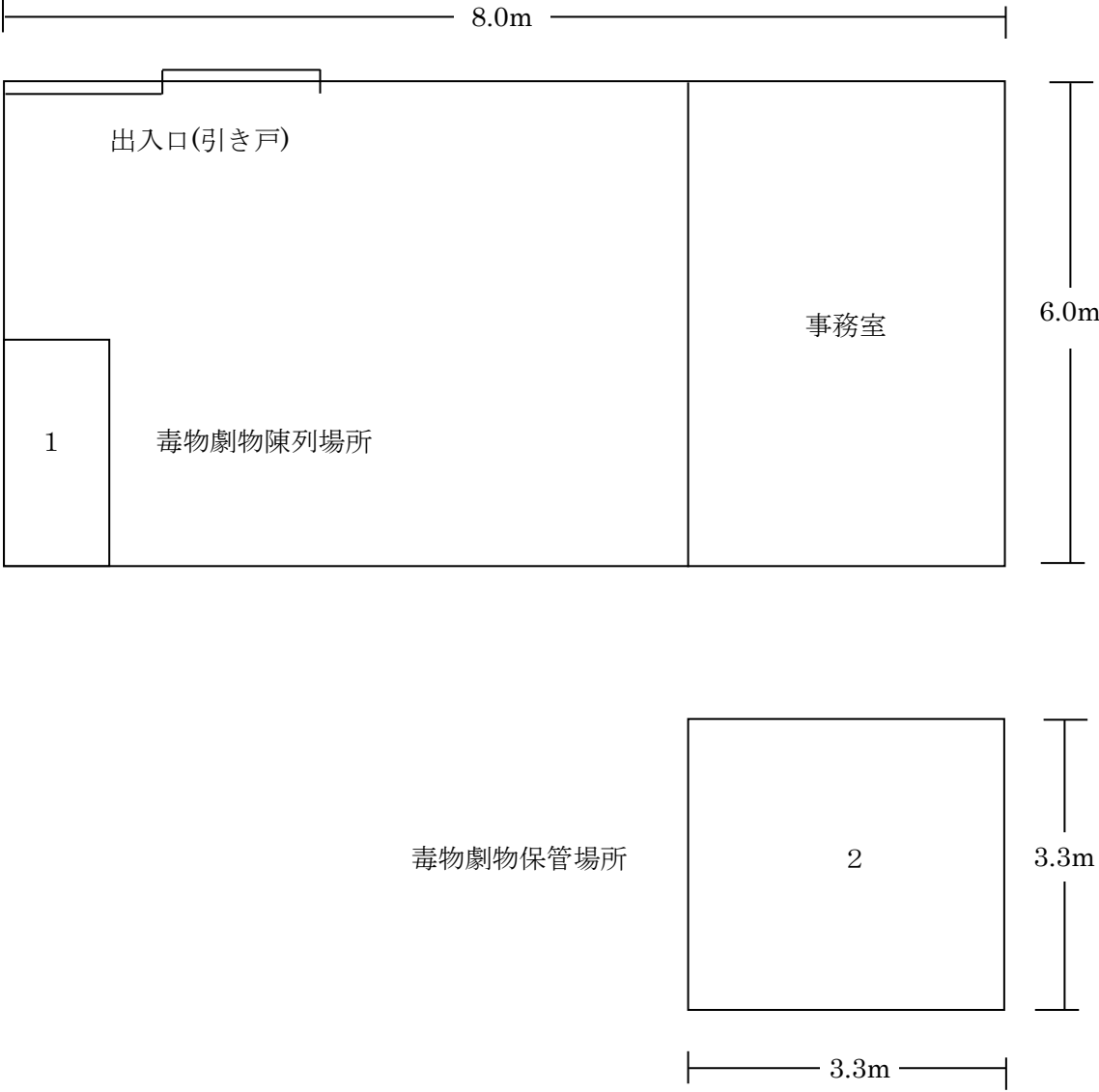
営業者住所及び店舗所在地の住居表示の変更については、法律に規定する届出事項ではありませんが、営業者住所及び店舗所在地は法第6条の登録事項ですので、変更届の提出をお願いします。

なお、住居表示に関する法律に基づき、地名番地等に表示変更が生じた場合は市町村が発行する住居表示変更証明書の写しの添付又は窓口での原本提示をお願いします。この場合の書換え交付申請の手数料は不要です。

【店舗の平面図】

- ・ 定規等を用いて正確に作成してください。
- ・ 毒物劇物貯蔵場所を記載してください。

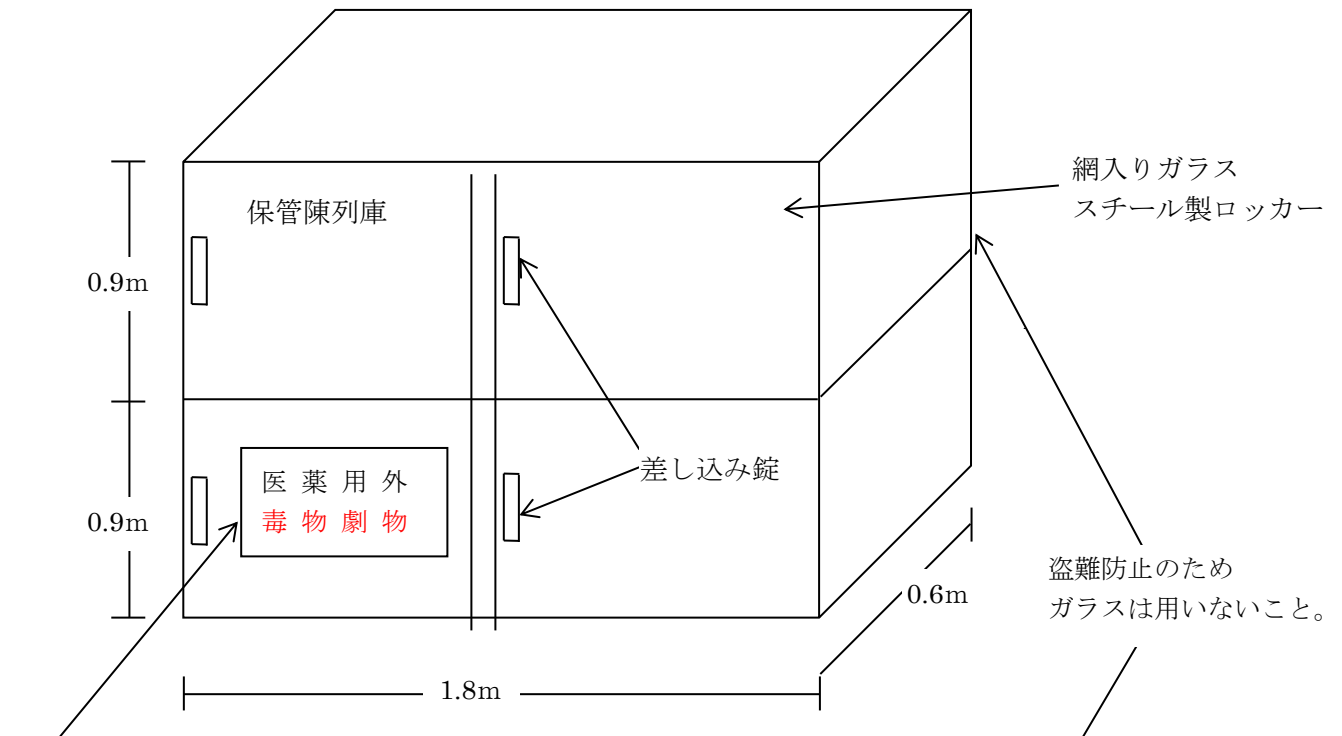
(記載例)



【毒物劇物の貯蔵場所の概要図】

- ・ 施錠及び「医薬用外毒物劇物」の表示がわかるよう記載してください。
 - ・ 床、壁の材質、施錠、表示について記載してください。
- なお、入り口が数か所ある場合は各々の施錠・表示箇所を図示してください。

(例 1) (陳列貯蔵設備)



(例 2) 貯蔵設備 (倉庫)

